

地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

【令和6年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税（国・地方）が8%から10%に引き上げられました。その趣旨は、地方の社会保障や地方財政の健全化に寄与するものであり、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和6年度佐井村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 26,618 千円

【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 298,087 千円

(単位：千円)

事業名		令和6年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	95,379	44,075		23,511	4,878	22,915
	高齢者福祉事業	39,089				6,860	32,229
	児童福祉事業	66,307	52,979		998	2,164	10,166
	母子福祉事業	5,151			1,110	709	3,332
	小 計	205,926	97,054	0	25,619	14,611	68,642
社会 保険	国民健康保険事業特別会計繰出金	22,593	3,008		10,437	1,606	7,542
	介護保険事業特別会計繰出金	49,503	2,130		1,065	8,126	38,182
	後期高齢者医療特別会計繰出金	9,034			6,775	396	1,863
	小 計	81,130	5,138	0	18,277	10,128	47,587
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,527			64	959	4,504
	健康増進対策事業	5,504			264	920	4,320
	小 計	11,031	0	0	328	1,879	8,824
合 計		298,087	102,192	0	44,224	26,618	125,053

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。